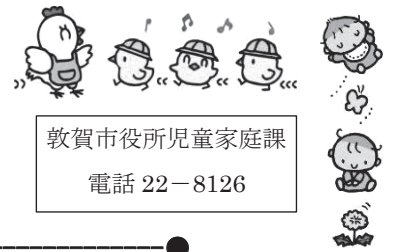




# 保育園入園ガイド

＜令和5年8月現在＞

保育園等への入園を希望される方は  
このガイドをよく読んでからお申込みください。



敦賀市役所児童家庭課  
電話 22-8126

## 1. はじめに

保育園・認定こども園の保育部・地域型保育事業（以下、保育園等）は、保護者が保育を必要とする事由に該当し、おさまにとって保育が必要と認められる場合に限り、保護者に代わって保育を行う施設です。したがって、「集団生活に慣れさせたい」「3歳になったから」という理由で保育園等に申込みすることはできませんのでご注意ください。

## 2. 教育・保育給付認定について

子ども・子育て支援新制度では、保育園等を利用するために教育・保育給付認定（2号認定・3号認定）を受ける必要があります。認定の申請は入園申込みと一体になっているため、別途手続きは不要です。

※子ども・子育て支援新制度の詳しい内容については、「内閣府子ども・子育て支援制度」のホームページをご確認ください。（<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>）

認定区分	年齢	対象者
2号認定	満3歳以上	「保育を必要とする事由」に該当し、 保育園での保育を希望する場合
3号認定	満3歳未満	

### ＜保育の必要量＞

教育・保育給付認定で2号認定または3号認定を受ける子どもは、保育を必要とする事由に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」とに区分され、利用できる時間が異なります。

区分	保育の利用時間	対象事由
保育標準時間	11時間まで (7:30～18:30)	・月120時間以上の就労 ・災害復旧 など
保育短時間	8時間まで (8:30～16:30)	・月64時間以上120時間未満の就労 ・求職活動 など

※疾病・障がい、親族の介護・看護、就学等については、個々の状況に応じて区分します。

### ＜保育を必要とする事由＞

保育園・認定こども園（保育部）・地域型保育事業で「保育」の利用を希望する場合、保護者のいずれもが、次の要件のいずれかに該当する必要があります。（認定こども園で「教育」を希望する場合は、次の要件は問いません。）

- ①就労（基本的にすべての就労を含む） ※1か月当たり就労時間が64時間以上の方が対象です。
- ②妊娠や出産（予定日の6週前の日から、8週後の日の翌日が属する月末まで）
- ③保護者の疾病や障がい
- ④同居又は長期入院等している親族の介護や看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（起業準備を含む）（最大90日間（4月1日入園の場合は6月30日まで））
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること（新入園は不可）
- ⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合

※②、⑥については、期限付きの入園となります。

※入園後に就労や家庭の状況等が変わる場合は、変更申請が必要です。20日までの届出で翌月1日の変更適用となります。

### 3. 保育園等の開所時間と休園日について

- ・開所時間：7時30分～18時30分（土曜保育については、ニーズに応じて弾力的に対応しています。）
- ・休園日：日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

### 4. 利用調整について

- ・募集人数より入園希望者が多い場合は、利用調整を行います。調整の結果、希望する保育園に入園できない場合があります。あらかじめご了承ください。※特に0～2歳未満児はご希望に添えない場合が多くなっています。
- ・ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、在園の兄弟姉妹と同一保育園を希望、お子さまに障がいがある場合等には、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。
- ・65歳未満の祖父母が同居の場合、祖父母分の就労証明書等の提出が無いと優先度が下がります。
- ・**第3希望までの園に入園できない方のみ、担当者よりご連絡します。第3希望までのいずれかの園に案内できる場合は担当者からの連絡は致しません。**内定通知書で内定園をお知らせします。

### 5. 教育・保育給付認定及び保育園入園の申込みについて

#### <入園申込みから決定までの流れ>

入園の決定方法は、先着順ではありません。

- ・申込み受付

期間：9月1日（金）から9月29日（金）まで（第一希望が認定こども園の場合は9月25日（月）まで）

申込み先：敦賀市役所児童家庭課（第一希望が認定こども園の場合は各園）

※申込み時の面談は実施しないため、お子さんの同行は必要ありません。

申込み対象：令和6年4月1日時点で保護者とお子さまの住民票が敦賀市にあり、令和6年度内の入園を希望する、保育を必要とする事由に該当する方

※育児休業が明ける等、復職時期が決まっている年度途中での入園を希望される方も申込みが必要です。

その場合、ならし保育を含めて復職（予定）日の2週間前から入園可能です。（4月1日より前から入園することはできません。）また、入園希望日の3週間前までに「復職（予定）証明書」の提出が必要です。

- ・入園調整：第3希望までの園に入園できない方のみ10月から12月までにご連絡します。
- ・入園内定通知書の発送：12月中（予定）

※入園内定後の面談のお知らせを同封します。（途中入園の場合は、入園時期によって面談の時期が異なる場合があります。）

- ・支給認定証・決定通知等の発送：2月上旬頃（予定）

※年度途中での入園の方は入園時期が近付いてからの発送となります。

#### <申込み時の提出書類> ※提出書類確認表を表紙にして、下記書類とともに提出してください。

##### 【全員が提出】

- ① 教育・保育給付認定申請書兼利用申込書：お子さま1人につき1枚
- ② 「保育を必要とする事由」を確認する書類：1世帯で1組。（父・母両名分）  
※該当する事由の様式に添付書類を添えて提出してください。3ページ参照
- ③ 発育状況調書：お子さま1人につき1枚 ※申込み時点で生まれていない場合は提出不要です。
- ④ 保育所等利用申込確認（同意）書：1世帯で1枚（複写になっていますが、切り取らないでください。）  
※必ずよくお読みのうえ、署名してください。

##### 【該当者のみ提出】

- ⑤ ひとり親の認定を受けている方：「敦賀市ひとり親家庭等医療費受給資格者証」、「敦賀市ひとり親家庭等医療費助成停止通知書」、「児童扶養手当証書」、「児童扶養手当認定通知書」等の証明書類のコピー
- ⑥ 同居している家族に障がいのある方（申込みのお子さまを含む）：療育手帳、障がい者手帳等のコピー
- ⑦ 同居している令和6年4月1日時点で65歳未満の祖父母の「保育を必要とする事由」を確認する書類：1世帯で1組。※提出がない場合は優先度が下がります。同一住所の祖父母と生計が別であることを証明する書類の提出により、優先度が下がらない場合があります。児童家庭課までご相談ください。

②「保育を必要とする事由」を確認する書類の様式一覧

事由		提出書類	注意事項
就 労	外勤 内職	就労証明書	勤務先の証明が必要です。  ※事業主がお子さまの父母・祖父母の場合、源泉徴収票の写しの添付が必要です。  ※育児休暇中または取得予定の方は、必ず休暇期間等の欄も記入が必要です。
	自営業 農業、漁業	・就労証明書 ・営業を証明する書類	営業を証明する書類は、原則、税に関する書類を提出してください。
	妊娠、出産 (期限あり)	・申告書 ・母子手帳の写し又は出産証明書	入園期間は予定日の6週前の日～8週後の日の翌日が属する月末の間で、保護者が希望する期間です。
	病気又は障がい	・申告書 ・診断書、障がい者手帳の写し等	記入例をよく読み、添付書類を添えて提出してください。
	同居又は長期入院等している親族の介護・看護	・申告書 ・診断書、介護保険被保険者証又は障がい者手帳の写し等	記入例をよく読み、添付書類を添えて提出してください。
	就学	・申告書 ・在学証明書又は学生証のコピー	4月から就学予定の場合は、入学許可証のコピーを提出してください。
	求職活動 (期限あり)	申告書	入園期間は最大90日間です。 勤務先が決定次第、労働申告書の提出が必要です。

※介護・看護をしながら、お仕事をしている場合、保育必要量（短時間・標準時間）を合算して認定できることがあります。児童家庭課までお問い合わせください。

**記載漏れや添付忘れ等にご注意ください！**

不備・不足があり、受付締切日までに提出書類が揃わない場合は、締切後の申込みと同様の扱いとなります。

**6. 注意事項**

- (1) 入園日の就労状況等が申込み時点と異なる場合、入園取り消しとなることがあります。やむを得ず変更が生じる場合は速やかに児童家庭課へご連絡ください。
- (2) 入園後に家庭の状況が変化し、家庭で保育できるようになった場合（保育を必要とする事由に該当しなくなった場合）は、年度の途中でも退園していただくことがありますので、ご了承ください。
- (3) 保護者の離婚・再婚等により家庭状況等が変わる場合は、事前に児童家庭課へご連絡ください。（保育料・副食費が変更となる可能性があります。）
- (4) 入園決定後に住民票を他市町村へ異動した場合は、保育園は退園となります。市外へ転出する方は、事前に児童家庭課へご連絡ください。
- (5) 修正申告等により、前年度分又は当年度分の住民税額が変更となる場合は、手続き後速やかに税額のわかる書類を提出してください。（保育料・副食費が変更となる可能性があります。）
- (6) 保育園入園児童の健康と発達状況に関して、関係機関（福井県、敦賀児童相談所、健康管理センター、教育委員会等）と連携し、地域全体で児童の成長を見守る体制作りを目指しておりますので、関係機関への調査依頼や児童名簿等の提供をすることに承諾いただいた上でお申込みください。

※健康状態、発達状況に不安がある場合は、児童家庭課にお問い合わせください。

## 7. 利用者負担額（保育料）・保育園給食費（副食費）について

### <算定について>

保護者（父・母）の市町村民税（4月～8月分は前年度分、9月～3月分は当年度分）の合計額をもとに算定した後、「ひとり親家庭か否か・障がい者手帳交付の有無・兄弟の状況等」を踏まえて決定します。



### ※祖父母認定について

父母の収入によって生計が成り立っていないと認められる家庭において、祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は、その方の課税額も含めて算定します。

ただし、同一住所の祖父母とは生計が別であることを証明できる場合、祖父母認定の適用外とすることができます。児童家庭課までご相談ください。

### <保育料> ※保育料は公立・私立とも同じ金額です。

3歳以上児（3～5歳児）：すべての子どもの保育料が無料

3歳未満児（0～2歳児）：敦賀市ホームページ 敦賀子育て支援情報サイト「KOSODATE TSURUGA」に掲載している「令和5年度利用者負担額表（保育料）」を参考にしてください。

### <副食費>

3歳以上児（3～5歳児）：市町村民税所得割合算額が一定額以上の世帯を対象に徴収

公立保育園・・・4,500円/月額

私立保育園・認定こども園・地域型保育事業・・・各園で算定

3歳未満児（0～2歳児）：保育料に含まれています。

- ・兄弟の人数による軽減を受ける場合、当該児童と別世帯の兄弟は対象外です。
- ・保育料・副食費は原則、口座振替払いです。保育園決定後、登録用紙を配布しますので早めの手続きをお願いします。（認定こども園の保育料・副食費、地域型保育事業の保育料、私立保育園の副食費は、各園において徴収しますので、敦賀市の口座振替の登録は不要です。）

## 8. 申込み書類の提出について

### <書類提出時の持ち物>

- 入園申込み書類一式
- 受付に来られる方の身分確認書類（運転免許証など。お子さま分は不要です。）  
（顔写真がない場合は2種類必要：保険証、診察券、銀行の通帳、母子手帳等から2つ）
- 個人番号の確認書類（入園申し込み児童と、父・母のマイナンバー通知カード等）

※提出時に面談は実施しないため、お子さんの同行は必要ありません。

### 郵送による提出について

郵送での提出をご希望の方は、必ず**事前に児童家庭課に電話連絡**のうえ、必要書類一式をお送りください。

申込み締切日必着です（申込みを受付した旨の通知や書類返却は行いませんので、必要に応じて簡易書留など郵送記録が残る方法での郵送をご利用ください）。なお、書類に不備等がある場合は不備解消後の受付となるため、郵送される場合は日程に余裕をもってご提出ください。

### 保育士資格をお持ちの方へ

父母のいずれかが市内保育施設で保育士として1日あたり6時間以上かつ1ヶ月あたり20日以上就労する場合、優先的に利用調整を行います。申込み書類提出時に児童家庭課にお申し出ください。

敦賀子育て支援情報サイト「KOSODATE TSURUGA」も併せてご確認ください。

